

農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件の見直し

農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件について、法人が6次産業化等を図り経営を発展させやすくする観点から見直しを行う

議決権要件

現行

農業関係者以外の者の総議決権が4分の1以下

6次産業化など経営発展を目指す場合、資本増強の必要性が発生

見直し後

農業関係者以外の者の総議決権が2分の1未満

役員要件

現行

- ① 役員の過半が農業（販売・加工を含む）の常時従事者であること
- ② さらに、その過半が農作業に従事

6次産業化により販売・加工等のウェイトを高めると、農作業に従事する役員のシェアは下がらざるを得ない

見直し後

- ① 役員の過半が農業（販売・加工を含む）の常時従事者であること〔現行と同じ〕
- ② 役員等のうち、1人以上が農作業に従事

生乳取引の多様化による酪農の成長産業化

